

指定地区外就学許可制度のご案内

横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっており、同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学していただくことになります。

しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があり、この制度は次の理由に該当する場合に適用されます。

なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

指定地区外就学に該当する理由

新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの通学距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合
(通学時間、通学経路等が過重な負担となる場合もご相談ください。)

病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
(添付書類として医師の診断書等が必要となります。)

今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合

保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合

既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合

学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合
(添付書類として建物売買契約書(写し)又は賃貸借契約書(写し)等が必要となります。)

自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
(添付書類として建物売買契約書(写し)又は賃貸借契約書(写し)等が必要となります。)

中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合

(小学校時代の取り組みは、中学校入学直前まで1年以上継続的に行っていた場合に限り。また、添付書類として活動内容証明書が必要となります。)

※部活動は、学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください。

※上記の小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

許可手続き

通学を希望する学校の校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。

住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。

指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。

◎ 問い合わせ先

○ 区役所戸籍課登録担当

鶴見区 ☎ 510-1705	保土ヶ谷区 ☎ 334-6237	青葉区 ☎ 978-2231
神奈川区 ☎ 411-7034	旭区 ☎ 954-6034	都筑区 ☎ 948-2255
西区 ☎ 320-8334	磯子区 ☎ 750-2345	戸塚区 ☎ 866-8337
中区 ☎ 224-8295	金沢区 ☎ 788-7735	栄区 ☎ 894-8345
南区 ☎ 341-1121	港北区 ☎ 540-2256	泉区 ☎ 800-2345
港南区 ☎ 847-8338	緑区 ☎ 930-2252	瀬谷区 ☎ 367-5646

○ 教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係 ☎ 671-3270

○ お子さんが通学している学校もしくは通学を希望する学校



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙でリサイクルできます。

※指定地区外就学を希望される場合は、担任を通して学校長へ相談してください。

※登下校の安全確保は、保護者責任となります。

原則、登下校は、保護者の同行が必要です。